

# 改正女性活躍推進法施行に向けた 行動計画策定のご相談を受け付けています!!

～令和4年4月1日までの届出に向け、ご準備ください!～

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という)の改正により、**令和4年4月1日より、女性活躍推進のための行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用される101人以上の事業主の皆様まで拡大されます**(令和4年3月31日までは300人以下事業主は努力義務)。

101人以上の事業主の皆様は、令和4年4月1日までに、自社の女性の活躍状況について現状分析や、課題把握を行っていただいた上で、「一般事業主行動計画」を策定し、管轄の労働局に届け出ることが必要となります(詳しくは以下ステップ1、2、3をご覧ください)。

## ★ステップ1 自社の女性の活躍状況を把握し課題分析を行ってください。

次の女性の活躍状況(①から④)については、必ず把握し、課題分析を行ってください。

①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率

## ★ステップ2 行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください。

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向け次の①から④を行ってください。

①行動計画の策定(※)、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表

〔※①の行動計画には、次の(a)～(d)を盛り込んでください。〕  
(a) 計画期間 (b) 数値目標 (c) 取組内容 (d) 取組の実施時期

## ★ステップ3 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

なお、詳細は厚生労働省HPの女性活躍推進法特集ページでご確認いただけます。

※女性活躍特集ページアドレス(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

福井労働局雇用環境・均等室では、事業主の皆様にお取組みいただくにあたり、個別にご相談をお受けしております。

(来局の際は事前にご予約をお願いいたします)。

◆場 所 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階  
福井労働局雇用環境・均等室  
電話番号 TEL 0776-22-3947

◆受付時間 9時00分～17時00分  
※来局の場合はできるだけご予約ください。

